報道資料

総務省東北管区行政評価局

実はここにも
総務省

広瀬川における不法占用の解消について

－行政苦情救済推進会議の検討結果を踏まえたあっせん－

総務省東北管区行政評価局では、行政苦情救済推進会議（平成22年２月19日開催）の検討結果を踏まえ、**３月23日**付けで、**宮城県仙台土木事務所**に対して、広瀬川における不法占用の解消に向けて、一層の積極的な対策を講じるよう**あっせん**しました。

行政苦情救済推進会議（田畑精治座長：仙台商工会議所副会頭）は、当局及び管内行政評価事務所に寄せられた行政に関する苦情等の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、国民的立場に立った行政苦情救済活動を効果的に推進することを目的に開催しています。

＜本件照会先＞
総務省東北管区行政評価局
首席行政相談官　小野武司
電話：022（262）7840

行政相談の要旨

広瀬川の土手等を近隣住民が不法に占用し、畑、花壇等として利用している。

河川は公の土地であり、一部住民が私有地のように排他的に利用するのは認められないはずである。このような利用は、公平・平等の原則にも反するので、不法占用を解消してほしい。

調査結果

【広瀬川の不法占用の状況】

○　当局が広瀬川の河川区域内を調査した結果、広く畑作等の不法耕作が見られた外、ビニールハウスの設置、農業用資材の存置等も見られた。



仲ノ瀬橋付近の不法耕作地

【宮城県仙台土木事務所の対応状況】

○　宮城県仙台土木事務所は、不法占用を解消するため、巡視の強化や警告看板の設置等により対応するとともに、不法占用者との話し合いにより自主的な撤去を進めたいが、不法占用者の確認が困難なため、なかなか解消に至っていないとしている。

行政苦情救済推進会議での検討結果

① 不法占用者の確認が困難としているが、例えば、不法占用者の多くが作業していると思われる土日や早朝等に一斉点検するなど、河川巡視を実施する曜日や時間帯及び実施方法を工夫して、より一層積極的に不法占用者の確認に努める必要がある。

② 巡視により確認できた不法占用者については、速やかに原状回復の指導を行い不法占用が法令違反であることを認識させ、厳格に対応する必要がある。

また、不法占用者が確認できないものについては、不法占用者と接触する機会を確保し、指導を強化する必要がある。

③ 不法占用が行われている耕作地周辺の自治会(町内会)に対して、不法占用が自主的に改善されるよう連携・協力を求めるとともに、NPO法人等の関係団体に対しても、不法占用者に対する啓発活動等に協力を要請することが望ましい。

あっせん要旨

住民共有の財産である広瀬川を適正に管理し住民の親水空間の確保を図る観点から、

① 巡視方法を工夫するなどにより不法占用者の確認に積極的に取り組み、その指導を厳格に行うとともに、

② 不法占用者の自主的な改善を促すため自治会や関係団体等との連携を図ることなどにより、

長期間続いている広瀬川の不法占用の早期解消を図る必要がある。

あっせん

宮城県

仙台土木事務所

平成22年3月23日